

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

福島県環境教育等行動計画 (素案)

平成 年 月

福 島 県

目 次

1		
2		
3	はじめに	1
4	1 福島県の環境教育等を取り巻く動向	2
5	(1) 福島県における取組	2
6	ア 条例・計画に基づいた取組の推進	2
7	ア(イ) 福島県環境基本条例	2
8	ア(ロ) 福島県環境基本計画	3
9	ア(ハ) 福島県循環型社会形成に関する条例	3
10	ア(ニ) 福島県水環境保全基本計画	3
11	ア(ホ) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	4
12	ア(ヘ) 福島県野生動植物の保護に関する条例	4
13	ア(ニ) 福島県地球温暖化対策推進計画	4
14	ア(セ) ふくしま生物多様性推進計画	4
15	ア(チ) 福島県廃棄物処理計画	5
16	イ 総合的な環境拠点の整備～福島県環境創造センター（仮称）～	5
17		
18	2 環境教育等の推進に当たっての考え方	8
19	(1) 取組主体間における適切な役割分担	9
20	ア 家庭の役割	9
21	イ 学校の役割	9
22	ウ 地域・民間団体の役割	9
23	エ 事業者の役割	10
24	オ 行政の役割	10
25	(2) 参加と協働	11
26	(3) 取組の継続性	11
27		
28	3 環境教育等を推進するための施策	12
29	(1) 家庭における環境教育等	12
30	(2) 学校における環境教育等	12
31	(3) 地域における環境教育等	14
32	(4) 職場における環境教育等	15
33	(5) 各主体間の連携・協働取組	15
34	(6) 環境学習施設の活用	16
35	(7) 体験の機会場の認定	17
36	(8) 国際的な視点での取組	17
37		
38	4 環境教育等の取組状況の点検等	18

1 はじめに

2
3 平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布
4 されたこと及び平成25年3月に「福島県環境基本計画」を見直したことを踏まえ、
5 平成17年3月に策定した「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方
6 針」の見直しを行い、同法第8条の規定に基づく行動計画として「福島県環境教育等
7 行動計画」を策定することとしました。

8 この行動計画に基づき、福島を想う全ての人々の力でつくろう～安心して暮らせ
9 て、自然と共生する“新生ふくしま”～に向けた環境教育等の推進に取り組みます。

1 福島県の環境教育等を取り巻く動向

本県は、県土の7割が緑豊かな森林に覆われ、猪苗代湖を始めとする多くの湖沼や流れ豊かな河川に恵まれ、裏磐梯や尾瀬などの優れた自然環境を有しており、私たちは、こうした豊かな自然から得られる恵みを楽しんでいます。

しかし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害）により、私たちの生活環境や自然環境が甚大な被害を受けており、とりわけ、原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出による県土の環境汚染という、これまで経験したことのない深刻かつ多大な影響をもたらしました。そのため、汚染された県土の環境回復が、本県の復旧・復興の大前提となっています。

また、私たちは、近年の資源及びエネルギーの大量消費を基調とする経済社会活動の急速な進展により、生活の利便性は向上したものの、環境や資源面での制約が高まっている状況にあります。特に、廃棄物問題や、地球温暖化、生物多様性の喪失等の世界規模での環境問題は深刻化しており、低炭素社会への転換、循環型社会の形成、自然共生社会の形成といった持続可能な社会を実現していくことが重要となっています。

さらに、人類の歴史は、自然災害との戦いの歴史であったとも言え、現代社会においても豪雨、豪雪、地震、津波、噴火などの自然現象によって、度々犠牲と被害が発生しています。自然災害の発生を防ぐことは困難であり、今後、地球温暖化の進行によって、自然災害による被害はより深刻になっていく可能性があります。そのため、これらも含めて持続可能な社会の実現について考えていくことが求められています。

このような状況を踏まえて持続可能な社会の実現と県土の環境回復を推進していくためには、県民、事業者、行政など全ての主体において環境保全・回復活動に取り組んでいくことがますます重要になっており、そうした行動を広げるために環境教育等を推進することが必要です。そのため、本県では、「福島県環境教育等行動計画」を策定し、環境教育等の推進に取り組めます。

(1) 福島県における取組

ア 条例・計画に基づいた取組の推進

本県においては、独自の条例や計画に基づき、環境教育等を含めた環境保全・回復の取組を進めています。

(7) 福島県環境基本条例

多様化する環境問題に積極的に取り組むとともに、本県の優れた自然環境を次世代に継承することが極めて重要な責務であるとの認識の下に、平成

1 7年度に「福島県環境基本条例」を制定しました。

2 この中で、基本的施策の中に環境の保全に関する「教育及び学習の振
3 興」及び県民、事業者、民間団体による「自発的な活動の促進」を掲げ、
4 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしていま
5 す。

6 7 (イ) 福島県環境基本計画

8 福島県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計
9 画的に進めるため、平成8年度に「福島県環境基本計画」を策定しまし
10 た。平成24年度には、東日本大震災の影響を踏まえ、計画の見直しを行
11 い、災害への対策として新たに柱立てした「環境回復の推進」と、従来取
12 り組んできた「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二つ
13 の柱により施策を展開していくこととしています。この中で、環境教育・
14 学習機会の充実と、参加と連携・協働による環境保全・回復活動の取組の
15 推進を図ることとしています。

16 17 (ウ) 福島県循環型社会形成に関する条例

18 これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムを変革
19 し、適正な資源循環が確保されること等により資源の消費や廃棄物等の発
20 生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない
21 持続的発展が可能な循環型社会を形成していくため、平成16年度に「福
22 島県循環型社会形成に関する条例」を制定しました。

23 この条例に基づき、平成17年度に「福島県循環型社会形成推進計画」
24 を策定し、平成22年度には、これまでの取組成果や社会経済情勢を踏ま
25 え見直しをしています。この計画では、「福島県が目指す循環型社会」と
26 して、多様な自然環境が保全された社会の実現、地域循環システムが形成
27 された社会の実現、賢いライフスタイルの確立による環境に負荷をかけな
28 い社会の実現の3つのビジョンを掲げ、県民、民間団体、事業者及び行政
29 の役割を明示するとともに、各主体が連携しながら県民総参加で推進して
30 いくこととしています。

31 32 (エ) 福島県水環境保全基本計画

33 積極的に水環境の保全に取り組むため、平成7年度に「福島県水環境保
34 全基本計画」を策定しました。平成24年度には、東日本大震災による影
35 響を踏まえ見直しをしています。この計画では、本県の水環境を保全・回
36 復するための総合的な施策の推進を図り、県民、民間団体、事業者及び行
37 政の参加と連携・協働により将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな
38 水環境を引き継いでいくこととしています。

1 (オ) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例

2 豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有している猪苗代湖及び裏磐梯湖
3 沼群の水環境の悪化を未然に防止し、美しいまま将来の世代に引き継いで
4 いくため、平成13年度に全国で初めて「未然防止」の観点に立った「福
5 島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定しま
6 した。

7 この中で、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全についての理解を
8 深め、その保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう、教育及び学習
9 の振興を図ることとしています。

10 この条例に基づき、同年度、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進
11 計画」を策定し、平成24年度には、東日本大震災による影響を踏まえ見
12 直しをしています。この計画では、県民が一体となった水環境保全活動を
13 広げていくこととしています。

14
15 (カ) 福島県野生動植物の保護に関する条例

16 県内の野生動植物を取り巻く課題に柔軟に対応し、豊かな自然環境を保
17 全するため、平成15年度に「福島県野生動植物の保護に関する条例」を
18 制定しました。

19 この中で、野生動植物に関する理解を深める活動が促進されるよう、教
20 育及び学習の機会の充実を図っていくこととしています。

21 この条例に基づき、平成16年度には、「福島県希少野生動植物保護基
22 本方針」を策定しました。この基本方針では、学校教育や社会教育等様々
23 な場において体験的な学習の場の創出に努めるなど、環境教育等の推進を
24 図ることとしています。

25
26 (キ) 福島県地球温暖化対策推進計画

27 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、地球温暖化の
28 原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、平成1
29 0年度に「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定しました。平
30 成24年度には、東日本大震災による影響を踏まえ見直しを行い、「福島
31 県地球温暖化対策推進計画」を策定しています。この計画では、温室効果
32 ガス排出抑制に関する施策として、未来のための環境・エネルギー教育に
33 力を入れていくこととしています。

34
35 (ク) ふくしま生物多様性推進計画

36 「生物多様性基本法」の規定に基づき、それぞれの地域において、生物
37 多様性を保全し持続可能な利用を進めていくため、平成22年度に「ふくし
38 ま生物多様性推進計画」を策定しました。この計画では、多様な主体との連
39 携と協働により、県民の環境や生物多様性への理解の促進に向けた取組を推

1 進することとしています。

2
3 **(ケ) 福島県廃棄物処理計画**

4 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、廃棄物の発生
5 抑制、再生利用等による減量及び適正処理等に関する施策を総合的かつ計
6 画的に推進していくため、平成13年度に「福島県廃棄物処理計画」を策
7 定し、平成22年度には、廃棄物の減量化と適正処理を一層推進していく
8 ため見直しをしています。

9 この計画では、県は、県民、市町村、事業者等と連携し、ごみ減量化・
10 リサイクル推進に取り組んでいくこととしています。

11
12 **イ 総合的な環境拠点の整備～福島県環境創造センター（仮称）～**

13 放射性物質に汚染された環境を早急に回復し、県民が将来にわたり安心して
14 暮らせる環境を創造すること、国内外の研究機関と緊密な連携の下、世界に冠
15 たる国際的研究拠点を目指すことを目的として、福島県環境創造センター（仮
16 称）を整備します（平成27年度から一部運用を開始予定）。モニタリングデ
17 ータや放射線、除染に係るデータ、県の環境回復状況など、放射能に係る情報
18 の収集・発信に加え、環境教育等の推進と各主体との連携に役立つ情報の提供
19 を実施するほか、教育・研修・交流の機能を担い、人材の育成、研修の充実
20 に向けた取組を実施する予定です。

21 同センターを拠点として、国内外の英知を結集し、本県の本来の環境を回復
22 し、新たな未来を創造することに取り組んでいきます。

～世界の動向～

○1972年（昭和47年）

「ストックホルム人間環境宣言」

…環境教育の重要性が指摘される。

○1992年（平成4年）

「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」

「環境と開発に関するリオ宣言（リオ宣言）」採択

…様々な主体による環境保全への取組が重要かつ不可欠とされる。

○2005年（平成17年）から始まる10年間

…「国連持続可能な開発のための教育の10年

（United Nations Decade of Education for Sustainable Development:DESD）」

とする国連決議がなされる。

○2012年（平成24年）

「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」

…「持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済」がテーマの一つとなる。

～国の動向～

<環境教育>

○昭和63年

環境庁の「環境教育懇談会」において、環境教育の理念、基本方針等を盛り込んだ報告書が取りまとめられる。

○平成5年

「環境基本法」制定。国として環境教育・環境学習の振興を図ることが法的にも位置付けられる。

○平成6年

「環境基本計画」閣議決定。持続可能な社会の実現に向けた重要な政策手法の一つとして環境教育・環境学習が位置付けられる。

○平成15年7月

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定。環境保全に向けて、全ての主体が積極的に取り組むことの必要性とそのための意欲の増進及び環境教育の重要性が示される。

○平成23年6月

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布（平成24年10月完全施行）。環境保全活動及び環境教育の一層の推進と幅広い実践的人材づくりと活用を図ることとされる。

○平成24年6月

「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定。

<学校教育>

○平成3年及び平成4年

「環境教育指導資料」が作成される。

○平成10年及び平成11年

改訂された学習指導要領で、総合的な学習の時間が新設される。

○平成18年

「教育基本法」改正。教育の目標として、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定される。

○平成19年

「学校教育法」改正。義務教育の目標として、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定される。

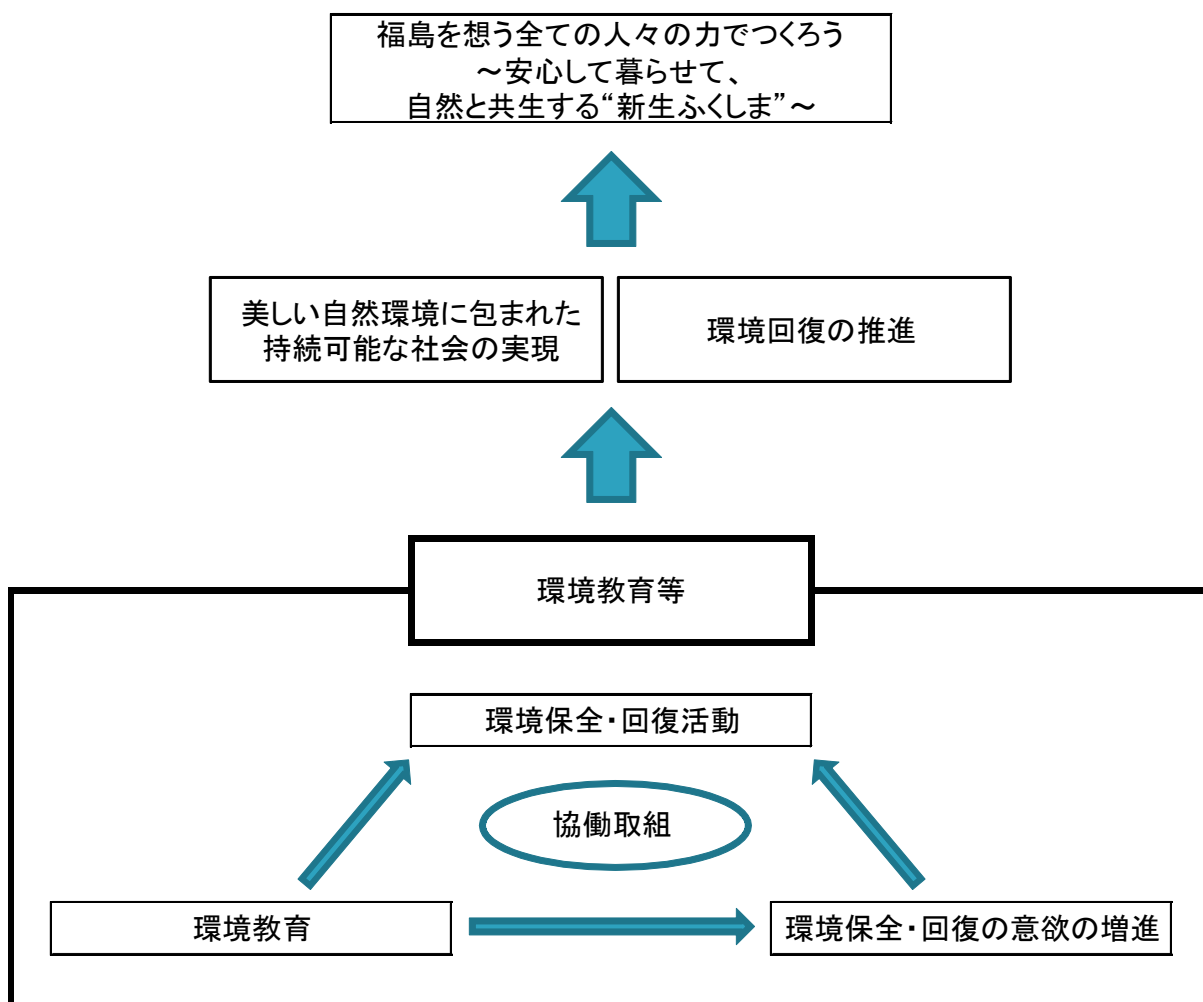
○平成20年及び平成21年

改訂された新学習指導要領で、環境に関わる内容の一層の充実が図られる。

2 環境教育等の推進に当たっての考え方

これまで取り組んできた持続可能な社会の実現はもちろん、新たな課題である県土の環境回復を推進していくためには、私たち一人一人の取組も欠かせないものであり、県民、事業者、行政など全ての主体において環境保全・回復活動に取り組んでいくことがますます重要になっています。より多くの主体の環境保全・回復活動を促進するためには、環境教育により環境保全・回復の意欲を増進していくことが必要です。また、環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進及び環境教育を推進するためには、それぞれの主体が相互に協力して取り組む協働取組を行うことも重要です。

福島県における環境教育等のイメージ



※ 「環境保全」には良好な環境の創造を含めています。

1 (1) 取組主体間における適切な役割分担

2 環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進及び環境教育に取り組むそ
3 れぞれの主体に対しては、次に掲げる役割が期待されます。適切な役割分担の
4 下、効果的な活動が行われるよう取組を進めます。

5
6 **ア 家庭の役割**

7 今日の環境問題の多くは、日常生活の中で発生する様々な負荷に起因してい
8 るため、県民一人一人が環境問題は自らの問題であることを強く認識し、環境
9 への負荷を減らし、環境への負荷の少ない生活様式を実践することが重要で
10 す。

11 そのためには、節電等の省エネルギー、環境に配慮した商品の優先的な購
12 入、簡易包装によるごみ減量化や分別排出によるリサイクルの促進などに取り
13 組むこと、環境美化活動など地域や民間団体が実施する環境保全・回復活動に
14 積極的に参加すること、環境に関する講演会に参加するなどの自発的な学習活
15 動を積極的に行うことが求められます。

16 さらに、家庭は、次の世代を担う子どもたちが人として基本的な生活習慣を
17 身に付ける大切な場であり、子どもたちが日常生活を通して環境への意識を高
18 め、環境に配慮した行動がとれるように育むことが重要です。

19
20 **イ 学校の役割**

21 学校は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であり、環境保全・
22 回復に関する意識を高めていく上においても重要な役割を担っています。

23 学校は、子どもたちが社会生活や日常生活を営んでいくための基礎的知識を
24 学ぶ場であることから、環境教育等を充実させていくことは、環境に配慮した
25 生活様式や地域社会の構成員としての自覚を身に付ける上で大きな効果があり
26 ます。

27 このようなことから、学校においては、環境に関する知識の習得のみなら
28 ず、児童生徒の発達段階に応じ、あらゆる教育活動を通して環境への理解を深
29 めるとともに、一人一人が地域の環境に目を向け、自ら問題を発見し、環境の
30 保全・回復のために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成する役割が期
31 待されています。

32
33 **ウ 地域・民間団体の役割**

34 地域は、環境保全・回復に向けた取組を進めていく上での具体的な行動の場
35 となります。地域の活発な活動なしには、環境保全・回復に向けた取組が大き
36 な広がりとはなりません。

37 地域社会では、年齢、職業、価値観などが異なった様々な人々が、それぞれ
38 日常生活を営んでいます。一方、同じ地域で生活を共にしていることから、環
39 境について共通認識を持ちやすい、共同して行動しやすい、といった特性があ

1 ります。

2 そのため、地域において互いに協力し合いながら、環境保全・回復に関する
3 活動の輪を広げていくことが期待されます。

4 地域においては、町内会や子ども会など地元で根ざした組織が地域の環境に
5 目を向けた活動を行っており、今後とも、継続して積極的に行われることが望
6 まれます。

7 また、既に、様々な環境保全活動団体が専門的な知識と行動力をいかし活動
8 を展開し、環境保全に大きな役割を果たしています。それぞれの団体は、活動
9 範囲も様々であり、地域に根ざして活動している団体、全県域を対象に活動し
10 ている団体、さらには国際的に活動している団体など、それぞれの目的に沿っ
11 て、得意分野をいかした活動を行っています。環境保全活動団体は、柔軟で特
12 色ある取組が可能であり、今後とも率先した取組を行うことが期待されます。

14 エ 事業者の役割

15 職場における教育活動は、個々の従業員の意識形成に影響を与えるものとし
16 て重要であり、従業員に対し積極的に環境教育等を実施する役割が求められま
17 す。

18 事業者においては、従業員の研修において積極的に環境に関する内容を取り
19 入れるなど、計画的に環境教育等を実施するとともに、機会を捉え、その充実
20 を図っていくことが期待されます。

21 また、事業者には、環境に配慮した事業活動が求められるとともに、地域社
22 会の一員として、従業員の自発的な環境保全・回復活動の推奨や環境保全・回
23 復活動への積極的な参加・協力などの様々な取組が期待されます。

24 さらに、事業者の持つ技術や人材をいかし、地域における環境教育等への協
25 力、環境教育等の場としての施設の開放など、様々な形での積極的な取組が求
26 められます。

28 オ 行政の役割

29 県などの行政機関は、県民、民間団体、事業者の各主体と相互に連携・協働
30 し、環境保全・回復に向けた取組を推進していくことが重要です。

31 そのため、社会教育を始めとする行政の各分野で、環境保全・回復の意欲の
32 増進に必要な広報、普及啓発や情報収集を行うとともに、県民の環境に関する
33 学習が容易に、かつ効果的に行われるよう、必要な情報や機会を提供するこ
34 とが求められます。

35 また、環境教育等の指導者となる人材を育成するとともにその活躍の場を提
36 供していくこと、また既に指導者として活躍している人材の更なる活用を図る
37 ことが必要です。

38 さらに、環境保全・回復活動がより多くの県民によって実践されるよう、民
39 間団体の活動や各主体間の連携・協働などを支援することが重要です。

1 効果的に環境教育等を進めるためには、県や市町村において環境部局と教育
2 委員会、さらに関係部局との密接な連携を図るとともに、行政機関同士が相互
3 に協力して環境保全・回復に向けた取組を展開することが必要です。

4 5 (2) 参加と協働

6 環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進、環境教育が効果的に行わ
7 れるためには、自発的な参加であることが必要です。このため、環境保全に関す
8 る知識の普及や実践活動の支援などを行い、自発的な参加による活動を支援しま
9 す。

10 また、自発的な取組の推進のためには、県民一人一人の意識の高揚はもとよ
11 り、地域や学校、環境保全活動団体などによる活発な活動が必要です。そのため
12 には、県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が幅広く連携・協働
13 して環境保全・回復活動に取り組んでいくことが重要です。このため、これまで
14 以上に各主体の幅広い参加と協力が得られるよう、交流や情報発信を進め、協働
15 による活動を促進します。

16 17 (3) 取組の継続性

18 私たちと環境との関わりは将来に渡って続くとともに、現在の環境への負荷が
19 将来にも影響を及ぼすため、環境教育等は、将来を見据え、継続的に取り組んで
20 いくことが重要です。このため、人材確保や育成、交流等を通じ、県民、民間団
21 体、事業者が継続的・発展的に環境教育等に取り組むことができるよう支援しま
22 す。

3 環境教育等を推進するための施策

本県では、前項の考え方にに基づき、それぞれの場における環境教育等が推進されるよう取り組みます。

(1) 家庭における環境教育等

家庭におけるごみの分別や、省エネルギーへの取組、自然や命の大切さを学ぶ環境学習関連施設での学習は、これまでも取り組まれてきたところですが、放射性物質による環境汚染の影響などを受け、特に屋外での活動は減少傾向にあります。

家庭においては、幼児から高齢者まで全ての人が環境に関心を持つとともに、家庭での生活が環境に影響を与えていることを理解し、環境への負荷の少ない暮らし方を考え、実践していく必要があります。また、本県の状況を踏まえ、放射線に係る情報を把握し、活動の機会を増やしていくことも大切です。

[推進施策]

- ・インターネットを始め各種メディアにより、環境の現状や体験型の環境学習プログラムなど環境情報を提供し、家庭における環境についての関心を高めると同時に、正しい放射線の情報を提供し、活動しやすい環境を整えます。
- ・家庭におけるエネルギーの利用状況を把握するエコチャレンジ事業（家庭版）の実施などにより、環境にやさしい生活様式が実践されるよう意識啓発を行います。

など

(2) 学校における環境教育等

学校教育における各教科や総合的な学習の時間等に行われる環境教育等では、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れるとともに、環境について身に付けた知識等が発揮できるように各教科等を相互に関連付けていくことによって、児童生徒が総合的に学び、環境に対する見方や考え方が確実に形成されていくよう展開する必要があります。

そのために、各学校においては、児童生徒や地域、学校の実態を十分把握するとともに、自校におけるこれまでの環境教育等の成果と課題を明らかにして綿密な環境教育等の構想と計画、そして実践と評価を一層充実させていく必要があります。また、発達段階に応じて継続的に環境教育等が行われることが大切であり、小学校・中学校・高等学校がそれぞれの目標や役割を明確にするとともに、情報交換等を充実させて校種間の連携を図って推進していくことが重要です。

さらに、学校は、これまで取り組んできたごみ問題、リサイクル、水質汚濁問題など様々な環境教育等を精査し、児童生徒にとって実践力の伴う価値ある環境

1 教育等に再構築していくとともに、学習内容に応じて、地域の人材や専門家を活
2 用することが重要です。家庭や地域と連携した取組も効果的であり、児童生徒
3 が、学校で学んだことを家庭でいかすことにより、家庭における環境保全・回復
4 の実践行動が広がります。また、行政と連携・協働して、情報や施策を活用した
5 新たな取組をすることや、民間団体や環境学習関連施設と連携して、環境教育プ
6 ログラムを作成することも大切です。

7 一方で、放射性物質による環境汚染の影響から、特に児童生徒について屋外で
8 の活動が減少しており、活発な活動が妨げられているといった問題を抱えている
9 ため、放射線に係る知識を深め、活動の場を選定していく工夫も必要です。

10 また、環境教育等を推進していく上で、児童生徒を直接指導する教員の資質の
11 向上が欠かせないため、指導方法や指導内容について学ぶ研修の場と機会を充実
12 させていく必要があります。

13 [推進施策]

- 14
- 15 ・学校生活における省資源・省エネルギーを始めとした環境負荷低減に関する実
16 践を進め、児童生徒の主体的な行動力の育成を図ります。
- 17 ・地域に存在する自然やごみ処理など環境に関する教材として活用できる様々な
18 素材を積極的に活用した環境教育等を展開します。
- 19 ・水環境を学ぶための水生生物調査の実施機会の拡大を促し、水環境保全意識の
20 高揚を図ります。
- 21 ・田んぼや水路、ため池、里山などを遊びと学びの場とし、農業や自然環境、農
22 村文化などについて学ぶ体験型の環境教育等を実施することで、児童の農業や
23 環境に対する理解を深めます。
- 24 ・木工工作用資材の提供と、地元技術者による技術指導等を実施し、木工工作体
25 験を通じ木材利用と森林・林業の関わりについて学ぶ機会を創出します。
- 26 ・地域の森林環境の保全に向け自発的に行動する態度や資質、能力を育成するた
27 めの機会を設けます。
- 28 ・本県が誇る「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境教育等を推進し
29 ます。
- 30 ・学校で身に付けた知識等を発揮する場として、学校外の環境保全・回復活動へ
31 の積極的な参加を促して地域と一体となった活動を進めるとともに、学習成果
32 の発表の場を提供することにより、児童生徒と教職員双方の継続的・自主的な
33 取組を促進します。
- 34 ・環境学習関連施設や民間団体との連携など、学校における環境教育のネットワ
35 ークづくりを推進します。
- 36 ・情報提供等を通じ、学校と民間団体や環境学習関連施設との連携による環境教
37 育プログラムの作成を支援することで、効果的な環境教育の推進を図ります。
- 38 ・放射線に関する教育に取り組むことで、子どもたちが放射線に関する基礎知識
39 についての理解を深め、心身ともに健康で安全な生活を送るために、自ら考

1 え、判断し、行動する力を育成します。

- 2 ・正しい放射線の情報を提供することで、学校における屋外での活動が実施しや
3 すい環境づくりに努めます。
- 4 ・福島県環境創造センター（仮称）を活用し、環境教育等に係る理解を深める取
5 組を推進します。
- 6 ・環境問題に関する専門家等を講師として活用し、児童生徒に対する環境教育等
7 の充実を図るとともに、様々なテーマによる体験を重視した環境教育等の指導
8 を行うことのできる教員の育成を図ります。

9 など

10 11 (3) 地域における環境教育等

12 地域においては、地元根ざした組織が地域の環境に目を向けた活動を行って
13 いるところですが、放射性物質による環境汚染の影響から、特に屋外での活動が
14 減少しており、本県の自然をいかした活動が妨げられているといった問題を抱え
15 ています。放射線量等の把握により、本県の自然を最大限にいかした活動ができ
16 る場を選定することが必要です。

17 [推進施策]

- 18 ・正しい放射線の情報提供により、本県の自然をいかした活動がしやすい環境づ
19 くり努めます。
- 20 ・福島県環境創造センター（仮称）において環境保全・回復に係る情報を収集・
21 提供し、地域の環境教育等の拠点としての役割を担います。
- 22 ・地域や団体が主催する学習会などに対し、専門家等を派遣し、地域での環境教
23 育等に係る取組を支援します。
- 24 ・地域や団体に出向いて、環境に関する講座を実施します。
- 25 ・水環境を学ぶための水生生物調査の指導者を養成するための講座を実施するな
26 ど、地域における環境教育等の指導者を養成します。
- 27 ・もりの案内人や川の案内人など、環境教育を担う人材の育成に努め、環境問題
28 解決についての十分な知識を持った人材を把握し、積極的な活用を図ります。
- 29 ・人材や取組の参考事例など、地域における実践行動に役立つ情報について、イ
30 ンターネット等を通じ提供します。
- 31 ・環境教育等で重要となる体験活動や実践活動において、専門家や地域で環境に
32 関する活動を実践している指導者の参加を得て、地域において積極的に活用さ
33 れるよう、必要な情報の提供を行うなどの支援を進めます。
- 34 ・環境保全活動団体との協働やその支援の在り方について検討します。
- 35 ・環境教育関連情報の提供や講師の派遣などを行い、市町村における環境教育を
36 担う機関の事業や職員研修を支援します。

37
38 など

1 (4) 職場における環境教育等

2 事業者においては、経営理念において環境への配慮を明確に位置付けるととも
3 に、自ら環境保全活動を積極的に行うことが求められます。ISO14001や
4 エコアクション21などの環境マネジメントシステムは、その組織の環境保全の
5 取組を外部から見えやすくするものです。

6 既に多くの事業者が、事業活動において環境負荷低減を図るだけでなく、従業
7 員に対し環境教育を実施していますが、より多くの事業者がこうした取組を行う
8 ことが求められます。

9 従業員に対しては、環境法規の遵守に必要な知識の習得だけでなく、事業者の
10 社会貢献や社会的責任として、環境問題に積極的に取り組むための知識、判断能
11 力、意欲を育むという観点から環境教育が必要です。こうした職場における環境
12 教育は、家庭や地域における取組につながることを期待されます。

13 また、事業者には、施設の開放や人的支援等により、地域や学校と連携した取
14 組を進めることが求められています。

15 県においても、一事業者として、ふくしまエコオフィス実践計画に基づき、全
16 ての機関において職員の環境に対する意識の向上や環境負荷低減、地球温暖化の
17 防止など環境保全に向けた取組を進めます。

18 [推進施策]

- 19
- 20 ・福島県環境創造センター（仮称）を活用し、環境教育等に係る理解を深める取
21 組を推進します。
- 22 ・職場に出向いて、環境に関する講座を実施します。
- 23 ・化学物質による環境リスクに関する正確な情報を、県民、事業者、行政等の全
24 ての者で共有し、お互いに意思疎通を図る「リスクコミュニケーション」によ
25 って、化学物質による安全、安心を確保するため、専門家を派遣し、専門的な
26 知識等の普及を図ります。
- 27 ・地域や民間団体に活躍している指導者についての情報を提供します。
- 28 ・体験型の環境教育プログラムや民間団体の体験活動の情報などを提供し、従業
29 員に対する研修への体験型の環境教育の導入を支援します。

30 など

31 (5) 各主体間の連携・協働取組

32 環境教育等を推進するためには、それぞれの主体的な取組とともに、各主体の
33 パートナシップの下に、県民、学校、地域、民間団体、事業者、行政等の様々
34 な主体が幅広く参画し、相互に協力して連携した活動をすることによって、環境
35 教育等の効果を高めることが重要となります。

36 このため、本県では、平成21年9月「ふくしま環境活動支援ネットワーク」
37 を設立しており、構成員の活動内容を情報発信するなどして、多様な主体の連携
38 による協働の輪を広げていくための支援をしています。
39

1 また、環境教育等の実施に当たっては、発達段階や理解力、テーマに応じたプ
2 ログラムの活用が効果的であるため、様々な主体との連携の下に地域の特性をい
3 かせた環境教育プログラムを開発するなど、各種環境教育プログラムとそのため
4 の資料の提供に努めます。

5 さらに、環境保全・回復活動や環境教育の取組を連携して促進していくため、
6 環境に関するデータ、環境教育等の指導者や地域の指導者、教育プログラム、
7 場、機会、教材など、行政や環境学習施設等が発信する様々な環境に関する情報
8 を、必要とする人が必要な時に、分かりやすい形で入手できるよう工夫します。

9
10 [推進施策]

- 11 ・環境部局と教育委員会の協力・連携はもとより、関係部局や市町村、福島県地
12 球温暖化防止活動推進センターなどの関係団体との情報交換や連携の強化に努
13 め、一体的な施策を推進します。
- 14 ・「ふくしま環境活動支援ネットワーク」の環境情報ポータルサイト「ふくしま
15 環境情報ナビ」により、環境に関するデータ、人材、学習プログラム、教材な
16 どの情報を提供し、連携・協働しやすい環境づくりに努めます。
- 17 ・「ふくしま環境活動支援ネットワーク」により、各機関から提供された環境に
18 関する情報をメールにてネットワーク構成団体、関連機関等に情報発信しま
19 す。

20 など

21
22 **(6) 環境学習施設の活用**

23 現在、公民館、博物館、青少年教育施設などに加え、民間の環境学習施設、自
24 然体験施設において、環境保全・回復活動や環境教育に関する事業が行われてい
25 ます。また、事業者においては、見学を受け入れている工場等があるほか、各主
26 体において、森林、自然公園、都市公園、河川、湖沼、海岸、農地等における環
27 境保全・回復に向けた様々な取組が行われています。これらの自然が活動の場と
28 していかされるよう努めるとともに、「アクアマリンふくしま」や「フォレスト
29 パークあだたら」など他県に誇れる優れた特徴を持った環境学習関連施設との連
30 携強化や取組の充実に努めます。さらに、福島県環境創造センター（仮称）に
31 おいて環境放射能等に関する学習活動を実施・支援します。

32
33 [推進施策]

- 34 ・環境学習施設の情報提供により、自然体験や社会体験を重視した体験型の環境
35 教育等を進めます。
- 36 ・「アクアマリンふくしま」や「フォレストパークあだたら」などを活用して、
37 海をテーマとした学習や森林や野生動物をテーマとした学習など、その特徴
38 を活かした環境教育等の取組を進めます。
- 39 ・福島県環境創造センター（仮称）において、放射能に関する正確な理解の促進

1 や、子どもたちの学習活動の充実を図ります。

2 など

4 (7) 体験の機会の場の認定

5 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」において、安全確保
6 に関する信頼性がある個人、民間団体等の土地や建物の所有者等が提供する自然
7 体験活動等の「体験の機会の場」を都道府県が認定する制度が創設されました。

8 本県では、「福島県体験の機会の場の認定事務処理要綱」により認定に係る事
9 務処理について定め、適切な認定を実施するとともに、認定団体の周知による体
10 験の機会の場の活用による環境保全の意欲の増進を図ります。

11 [推進施策]

- 12 ・安全確保に関する信頼性がある個人、民間団体等の土地や建物の所有者等が提
13 供する自然体験活動等の体験の機会の場について、法に基づき、適切に認定
14 し、周知します。

15 など

16 (8) 国際的な視点での取組

17 環境保全・回復に自ら積極的に取り組むには、県内、国内だけでなく、国際的
18 な視野に立ち、世界と手をつなぎ協力していくことが必要です。国では、環境教
19 育を発展させ、経済・社会の観点を盛り込み、学習者一人一人が持続可能な社会
20 づくりに参画する力を育むことを促すことで、「持続可能な開発のための教育」
21 (Education for Sustainable Development:ESD)を推進することを目指してお
22 り、本県においても環境教育分野での国際的取組を促進します。

23 また、本県においては、県土の環境回復・創造には、世界の英知を結集して取
24 組を進めていく必要があることから、国際原子力機関（I A E A）と協力して調
25 査研究を進めており、このような取組やその成果を分かりやすく情報発信してい
26 きます。

27 [推進施策]

- 28 ・県内の環境教育分野での国際的取組の促進のための先進事例を周知、広報しま
29 す。
- 30 ・県とI A E Aとの協力プロジェクトなど、国際機関等と連携した取組の状況や
31 その成果を、分かりやすく紹介していきます。

32 など

1 **4 環境教育等の取組状況の点検等**

2

3 環境教育等に関する各種施策について、毎年を取組状況を公表するとともに、福
4 島県環境審議会に対し報告を行い、必要に応じ見直しを行います。

5

6

平成25年度 環境教育等に関する事業一覧

項目			事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
3	(1)	家庭における環境教育等	復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業	県民の環境負荷低減活動に対してポイントを付与し、相応のサービスを提供することにより、省資源・省エネルギーの取組を促進する。	5,047
3	(1)	家庭における環境教育等	地球にやさしい“ふくしま”ライフスタイル普及啓発事業	循環型社会の形成推進のため、県民、市民団体、事業所等が「もったいない」の精神を活かした取組を実践できるよう、普及啓発・広報活動を実施する。 (1)ふくしまエコライフポストカード作品コンテスト (2)ふくしまエコライフ川柳・エコとわざ作品コンテスト (3)地球にやさしい買い物（レジ袋削減、マイバッグ持参）の推進	5,248
3	(2)	学校における環境教育等	地球温暖化防止のための「福島議定書」事業	学校や事業所等での廃棄物減量化やリサイクルなどによる省資源・省エネルギーの実践を推進するため、二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校や事業所等の職員等全員が一丸となった廃棄物減量化等の取組みを促すとともに、家庭や地域での実践を促進する。	7,415
3	(2)	学校における環境教育等	県立学校における森林自然学習支援事業	県立学校において、地域の人材を活用して、森林に関する体験的な学習を行うことや学習の成果を地域に対して発信するなどの取組を行うことにより、森林を守り育てる意識を高めるとともに、地域の森林環境を保全するために、主体的に行動する態度や資質、能力を育成する。	2,167
3	(2)	学校における環境教育等	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	尾瀬で行う環境学習等を実施する学校に対して補助を行い、子ども達に尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験させることで生物多様性に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいく。	18,994
3	(2)	学校における環境教育等	再生可能エネルギー教育実践事業	県教育委員会が小学校・中学校・高等学校それぞれ3校合計9校をモデル校に指定し、実施をいわき明星大学に委託する。大学における教員の研修やモデル校での発達段階に応じた学習プログラムの実践を行い、フォーラムにおける成果の発表や実践事例集の作成・配付を通じて成果の普及・啓発を図る。	7,718
3	(3)	地域における環境教育等	環境アドバイザー等派遣事業	市町村、各種団体等が開催する環境保全を目的とした講演会や学習会に環境アドバイザー等を派遣する。	339
3	(3)	地域における環境教育等	くらしと環境の県民講座	県政への理解を深めていただくため、生活環境部で取り組んでいる施策や事業について、職員が集会や職場に伺って講演を行う。	0
3	(3)	地域における環境教育等	うつくしま「水との共生」プラン推進事業	健全な水循環を未来に継承するために策定した「うつくしま『水との共生』プラン」の推進に向け、「水との共生」出前講座等を実施するとともに、夏井川流域におけるモデル的な取り組みの成果の他流域への普及、推進を図る。	107
3	(3)	地域における環境教育等	「水との共生」出前講座	県内の川や湖の環境保全活動などに取り組んでいる団体等を支援するため、学習したい内容などの要望に応じて集会や研修会に講師を派遣する。	133
3	(3)	地域における環境教育等	せせらぎスクール推進事業	水環境保全活動の活性化を図るため、水生生物調査の指導者の養成を行うとともに、調査を実施する団体への支援を行う。	676
3	(3)	地域における環境教育等	うつくしま地球温暖化防止活動推進員養成事業	地球温暖化防止活動を推進するため、地域で活動する「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を登録し、地球温暖化防止に向けた、地域での草の根運動を推進する。	589
3	(3)	地域における環境教育等	第3期もりの案内人養成事業	森林とのふれあいをとおして、森林の役割や重要性を県民に広く伝える、ボランティアによる指導者「もりの案内人」を養成する。	1,923
3	(3)	地域における環境教育等	森林環境学習指導者育成研修	一般県民に対して高い水準の森林環境学習の指導ができる人材を育成するため、専門的な知識と指導技術に関する研修会を開催し、森林環境学習の場において活躍できる指導者を育成する。	377
3	(3)	地域における環境教育等	“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰事業	県内の環境保全に関し顕著な功績のあった個人、団体等を顕彰する。	2,899
3	(3)	地域における環境教育等	子どもエコクラブ	子どもたちが、地域の中で環境保全活動や環境学習を主体的に行うことができるよう環境省が支援する事業で、これに登録するクラブを支援する。	0
3	(3)	地域における環境教育等	森林環境交付金事業（森林環境基本枠）	県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に推進するため、市町村が森林の適正管理や森林環境学習などを行う。	195,408
3	(4)	職場における環境教育等	産業廃棄物排出事業者等化学物質管理促進事業	産業廃棄物処理業者などを対象とした化学物質リスクコミュニケーションに関するセミナー等を開催するとともに、各工業団地等における研修会、化学物質環境教室の開催などにより、リスクコミュニケーションのさらなる促進を図る。	536
3	(5)	各主体間の連携・協働取組	地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	800
3	(5)	各主体間の連携・協働取組	ふくしま環境活動支援ネットワーク	県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的な支援を行う。	0